

令和 7 年度補正

産地生産基盤パワーアップ事業（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）の公募要領

令和 7 年 12 月

農林水産省農産局

第1 総則

産地生産基盤パワーアップ事業（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

なお、この公募は令和7年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募願います。

第2 趣旨

農産物貿易をめぐる国際環境の変化等に伴い、総合的なTPP等関連政策大綱に沿って海外や加工・業務用等の新市場を獲得していくため、新市場が求めるロット・品質で供給できる事業者の輸出拡大や輸入シェア奪還等の取組が必要です。

このため、本事業においては、拠点事業者を中心とした食料システム構築計画（農林水産省生産局長が別に定める「食料システム構築計画に係る承認規程」（令和7年1月9日付け6農産第3739号農林水産省農産局長通知）をいう。以下同じ。）に参加する主体が、実施する食料システム構築計画の目標達成に必要な取組を本事業により支援します。

なお、以下の計画のうち、本事業目的に沿った内容が記載されている計画については、食料システム構築計画とみなすことができます（以下「食料システム構築計画等」と総称します。）。

- (1) 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する「生産方式革新実施計画」
- (2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に規定する「輸出事業計画」（ただし、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が策定するものに限る。）の認定を受けた計画
- (3) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）の第六条に規定する「安定取引関係確立事業活動計画」

第3 事業概要

新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成及び連携した産地の生産・出荷体制の強化についての取組を支援します。

第4 応募者の資格等

- 1 応募者は、食料システム構築計画等に位置付けられた次に掲げるものとします。

- (1) 拠点事業者

次の三つの機能を具備・強化する取組を行うものであって、都道府県、市町村、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、農業者、農業者の組織する団

体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）等）、民間事業者とします。

① 生産安定・効率化機能

農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能。

② 供給調整機能

気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能。

③ 実需者ニーズ対応機能

消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適正、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能。

（2）連携者

拠点事業者とともに目標に向けて協働・連携する者であって、都道府県、市町村、公社、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者とします。

第5 事業実施主体計画の手続き

1 食料システム構築計画等に位置付けられた拠点事業者及び連携者（以下、「拠点事業者等」という。）は、以下に基づき事業実施主体計画を作成し、食料システム構築計画を添付して地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとします。

なお、事業実施主体計画の申請に当たり、コンソーシアムをとることも可能です。コンソーシアムで申請する場合にあっては、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びにこれらの責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした組織の運営に係る内容が記載された規約が定められている必要があります。

2 地方農政局長等は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、その内容が適切であると認められる場合には、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に提出するものとします。

第6 事業実施主体計画の目標等

1 推進事業

推進事業にあっては、以下のいずれかの成果目標を一つ設定してください。

- (1) 販売額又は所得額の 10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を 10%以上増加させ、かつ、契約栽培の割合を全体の 50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を 80%以上とすること
- (4) 労働生産性の 10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の 5 %以上の削減

2 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業の整備事業における配分基準の目標を満たすものとし、16 ポイント以上の事業実施主体計画を選定します。なお、事業実施期間が複数年の事業の 2 年度目以降の事業実施計画から優先的に選定するものとします。

3 実施期間

食料システム構築計画等の実施期間以内とします。ただし、計画初年度から 3 年以内とします。

4 目標年度

目標年度は、食料システム構築計画終了後の翌々年度とします。

なお、生産方式革新実施計画、輸出事業計画及び安定取引関係確立事業活動計画については、終了年度とします。ただし、5 年以内とします。

第7 事業実施主体計画の選定

第3の応募者より提出された応募申請書類について、審査の観点に基づき、農林水産省農産局（以下「農産局」という。）に設置する選定審査委員会の審査を経て、応募者の中から事業実施主体計画を選定します。

1 選定審査委員会の審査の方法及び手順

(1) 一次審査

農産局及び地方農政局等の品目等の事業担当部署（以下「事業担当部署」という。）は、申請書類が要件を満たしているかを確認するとともに、申請のあった取組（要件を満たしたものに限る。）を実施する場合の課題及び意見を整理して 3 による採点を行います。

ただし、以下の場合にあっては、不採択とします。

ア　過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団

体（共同機関を含む。）

イ 3の(5)の審査基準のうち有効性、効率性及び実現性に掲げる内容について、1つでも0点となつた場合

(2) 二次審査

選定審査委員会の外部委員は、一次審査を通過した取組について、一次審査で使用した書類並びに事業担当部署による説明及び質疑応答を基に審査・採点を行うものとします。

なお、応募者自らが選定審査委員会の場において説明したい意向がある場合は、事業担当部署に代わり応募者が説明することができます。

その場合に発生する旅費等の支給は行わないものとします。

2 選定審査委員会

選定審査委員会は、外部有識者を含む選定審査委員（以下「委員」という。）により審査を行い、それらの評価結果を基に事業実施主体計画の承認候補を選定します。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、候補の選定に関する審査の経過、選定結果等に関する一切の質問を受け付けません。

3 審査の観点

選定審査委員会における審査の観点は、以下のとおりとします。

- (1) 政策目標への寄与度が高いか。
- (2) 食料システム構築計画等の取組規模が政策目標の現状や想定する実需者ニーズの充足等の観点からみて影響力が大きいか。
- (3) 重点品目に対応しているか。
- (4) 抱点事業者が取り組む生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能の具備・強化に効果の高い内容か。
- (5) 事業実施計画が有効性、効率性、実現性を有しているか。
- (6) 早期、かつ、確実な効果発現が見込まれるか。

4 事業実施主体の選定

農産局長は、選定審査委員会による選定結果に基づき、事業実施主体計画を選定するとともに、応募者に対し、選定された旨、されなかつた旨を地方農政局長等を通じてそれぞれ通知するものとします。

第8 応募方法等

1 応募申請書類

以下の資料について必要部数を提出期限内に提出してください。なお、提出された資料については、原則、差し替えは認めません。

また、必要に応じて追加資料の提出依頼や、選定審査委員会に向けたヒアリングを行うことがありますので御留意願います。

- (1) 事業申請書・・・別記様式第1号
- (2) 事業実施主体計画（推進事業）・・・別記様式第1号別添1から7
- (3) 事業実施主体計画（整備事業）・・・別記様式第1号別添8から9

(4) 申請書類チェックシート

2 応募方法

応募期間及び提出先（問合せ先）は以下のとおりです。

(1) 応募期間

令和7年12月18日（木曜日）～令和7年12月25日（木曜日）午後5時（必着）

(2) 提出先（問合せ先）

別掲1のとおりとします。

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の

午前10時～午後5時（正午から午後1時までを除く）とします。

(3) 応募申請書の提出方法

以下のいずれかの方法にて提出します。

① 電子メールにて申請書類の提出を希望する場合は、問合せ先に送付先アドレスを確認し、件名を「産地生産基盤パワーアップ事業（直採事業）の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載します。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その〇」とする。電子メール受信の確認のため、送付後に問合せ先までご連絡ください。

② 郵送にて申請書類の提出を希望する場合は、2部を1つの封筒に入れ、「産地生産基盤パワーアップ事業（直採事業）」と表に朱書きをして郵送します。

なお、提出書類は返却しません。

第9 その他

本公募要領に定めるもの以外は、交付等要綱によるものとします。また、その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。